

福岡市西部水処理センター
下水汚泥固形燃料化事業

落札者決定基準

平成29年6月26日

福岡市道路下水道局

目 次

1. 総則	1
2. 落札者決定方法	2

1. 総則

本落札者決定基準は、福岡市（以下「市」という。）が、福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

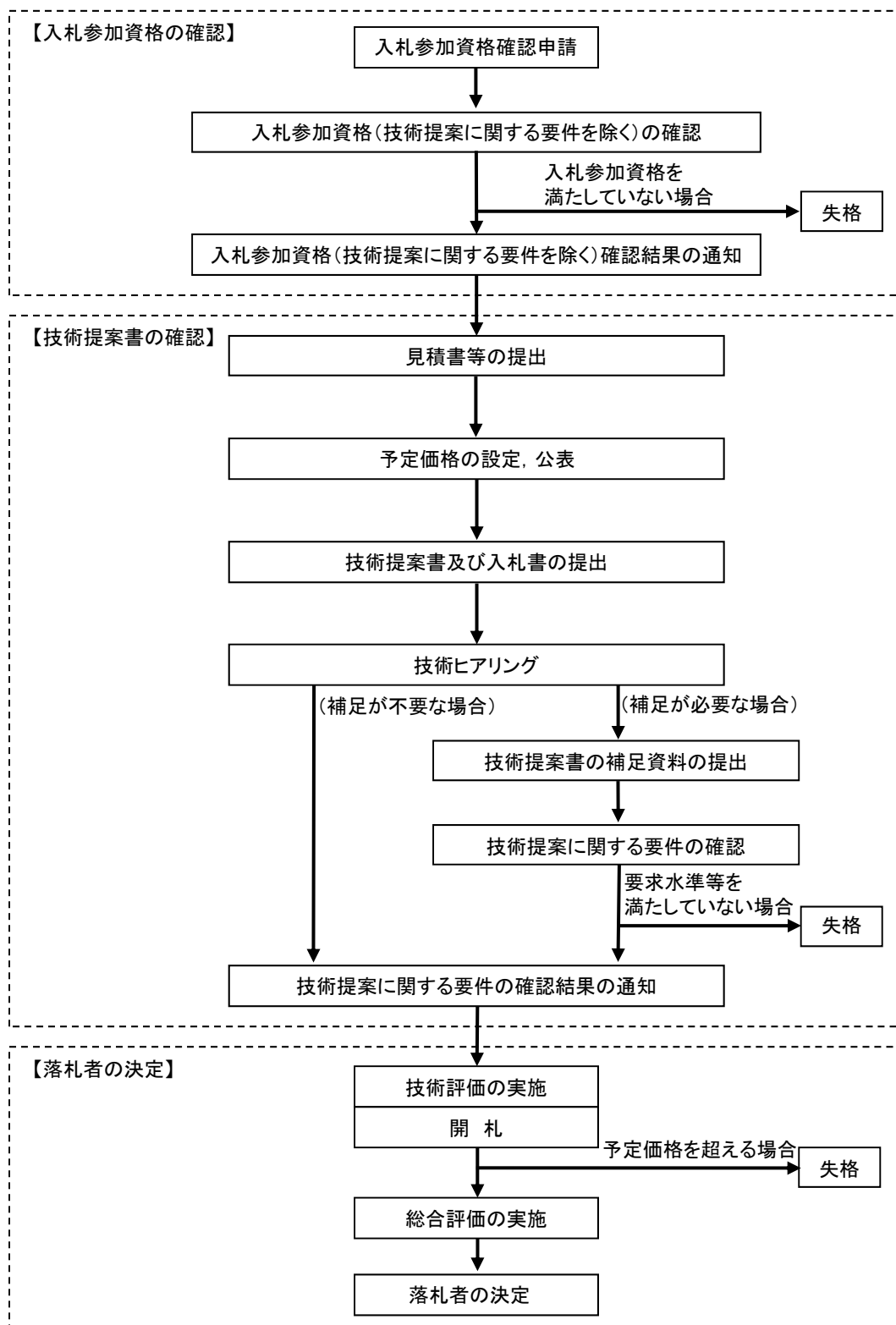
本事業を実施する事業者には、本事業の設計・施工及び維持管理・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、入札金額のほか、入札金額以外の要素（事業の安定性、維持管理・運営の安全性・安定性、環境への配慮及び地域経済・社会への貢献等）を加えて、総合的に評価し落札者を決定する福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業に係る総合評価方式一般競争入札により行う。

なお、評価については、学識経験等を有する者からの意見を聴取し策定した落札者決定基準により、福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、この評価を踏まえて落札者を決定する。

2. 落札者決定方法

(1) 落札者決定の手順

落札者を決定する手順は、下図に示すとおりである。



(2) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認

入札参加予定者から提出された入札参加申込書及び入札参加資格確認資料により、技術提案に関する要件を除く入札参加資格について、市は確認を行う。

なお、入札説明書等に示す参加資格要件が確認できない場合は、失格とする。

(3) 技術提案に関する要件の確認

(2) の資格を満たした入札参加者から提出された技術提案書について、各様式に記載された内容が要求水準を全て満たしていること、及び実現性や安全性等に係る技術的所見が適性であるかどうかを確認する。

要求水準に満たない事項がある場合、及び技術的所見が適正であると確認できない場合は失格とする。

(4) 入札書の提出

(2) の資格を満たした入札参加者は、設計・施工、維持管理・運営（20年間）について入札を行う。

$$\text{入札価格} = \text{設計価格} + \text{施工価格} + \text{維持管理・運営価格} - \text{下水汚泥固形燃料買取り価格}$$

市は、開札時、入札価格が市の設定した予定価格の範囲内にあることを確認する。

なお、予定価格を超える入札を行った場合は、失格とする。

(5) 総合評価の実施

総合評価は、下式により算出された総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点（満点 400 点）} + \text{技術評価点（満点 600 点）}$$

① 価格評価点

価格評価点は下式による。

$$\text{価格評価点} = 400 \text{ 点} \times (\text{最も低い入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格})$$

② 技術評価点

技術提案書の内容に応じ、別紙「技術評価点に係る評価内容と配点」に示す各評価項目について、以下の評価方法によって技術評価点を与える。

a 定性評価

下表に示す段階評価で技術評価点を与える。

定性評価の評価基準

評価	評価指標	算定基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	要求水準と同等である。または、有効性・実現性が不明確である	配点×0.00

b 定量評価

各入札参加者の提案を基に、別紙「技術評価点に係る評価内容と配点」に示す評価方法により、技術評価点を与える。

③ 端数処理

価格評価点及び、技術評価点の各項目は小数点以下第2位まで（第3位切り捨て）とし、価格評価点及び技術評価点を加算した総合評価点は、小数点以下第1位（第2位を四捨五入）までとして算定する。

(6) 落札者の決定

審査委員会による審査結果を踏まえ、入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の最も低い者を落札者とし、入札価格も同一の場合には、くじにより落札者を定める。

(7) 落札者決定通知

落札者決定後速やかに、落札者の決定結果を入札参加者（共同事業者の場合は代表企業）に対して通知する。

(8) 落札者、総合評価結果等の公表

落札者については、福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。また、総合評価結果及び審査委員会委員については、後日福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。

(別紙) 技術評価点に係る評価内容と配点

項目		定量評価	配点	評価内容	評価基準				
大項目	中項目						小項目		
事業の安定性に関する事項 (170)	利用先の安定性 (100)	○	60	①本事業で製造する固形燃料 ^{※1} の利用先企業 ^{※2} に関し、安定性・信頼性について評価する。	60	受入可能量が最大の事業所 ^{※3} を除いた場合であっても固形燃料を全量受け入れができる。			
					30	受入可能量が最大の事業所を除いた場合には固形燃料を全量受け入れができないが、受入可能量が最大の施設 ^{※4} を除いた場合には固形燃料を全量受け入れができる。			
					0	受入可能量が最大の施設を除いた場合、固形燃料を全量受け入れができない。			
		○	30	②利用先企業全体における固形燃料の総受入可能量(1年を通じて受入可能な、1日当たりの量)について評価する。	30	固形燃料の製造見込量の3倍以上			
					15	固形燃料の製造見込量の2倍以上、3倍未満			
					0	固形燃料の製造見込量以上、2倍未満			
	○	10	③固形燃料の利用先企業が、SPCの構成員となる場合について評価する。	10	利用先企業のうち1社以上が、SPCの構成員である。				
				0	利用先企業が、SPCに出資しない。				
	設計実績 (30)	○	30	燃料化施設 ^{※5} 一連の実施設計を行った実績について評価する。	30	構成員のうち少なくとも1社が、平成17年4月1日から入札参加資格確認申請書等提出期限日までに稼働した燃料化施設(DBO、PFIでの実績に限る)の新設工事に係る元請としての一連の実施設計の実績について評価する。			
					施工実績 (40)	○	40	燃料化施設の施工実績について評価する。	構成員のうち少なくとも1社が、平成17年4月1日から入札参加資格確認申請書等提出期限日までに稼働した燃料化施設(DBO、PFIでの実績に限る)の新設工事に係る元請としての施工実績箇所数
40									施工実績が3箇所以上
30									施工実績が2箇所
20									施工実績が1箇所
0	施工実績が無い								
維持管理・運営に関する事項 (170)	安定的な運転 (120)		40	①汚泥の変動(季節・汚泥性状・供給量等)への対応策や処理能力・系列数等の工夫について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				
			30	②定期修繕時・緊急時等においても、西部水処理センターから発生する汚泥を1年を通じて受け入れ可能とする工夫について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				
			30	③維持管理・運営期間中に、大規模な修繕に伴う長期間の停止を要しないための工夫について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				
			20	④管閉塞・摩耗・付着物等、処理能力の低下を抑制するための対策について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				
	故障時・緊急時における対応 (50)		40	①故障・異常時における緊急体制、復旧までの対応、故障等を未然に防ぐ対策や工夫などについて、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				
			10	②固形燃料の発熱等の異常発生時に対し、設備上の安全対策の工夫・緊急対応策、また発酵等を予防する工夫について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す「定性評価の評価基準」に基づく評価				

(別紙) 技術評価点に係る評価内容と配点

項目		定量評価	配点	評価内容	評価基準	
大項目	中項目					小項目
環境配慮に関する事項 (140)	環境への配慮 (40)	○	10	①地球温暖化防止対策として、施設運転に伴う温室効果ガスの排出量について評価する。	燃料化施設を運転する際に使用する電力・補助燃料等のエネルギー消費量及び運転時の温室効果ガス排出量を計算して比較 配点×各入札参加者提案の最小値/提案値	
		○	10	②固形燃料の石炭代替利用に伴う温室効果ガス削減量について評価する。	固形燃料の有する熱量と製造量を石炭に換算し、石炭代替燃料として利用することで削減可能なエネルギー消費量を計算して比較 配点×提案値/各入札参加者提案の最大値	
		○	10	③固形燃料の製造に使用する、補助燃料(消化ガス)の使用量について評価する。	固形燃料の製造に使用する、補助燃料(消化ガス)の使用量を計算して比較 配点×各入札参加者提案の最小値/提案値	
		○	10	④燃料化施設からの排水量について評価する。	燃料化施設からの排水量を計算して比較 配点×各入札参加者提案の最小値/提案値	
	臭気対策 (100)	○	20	①固形燃料の臭気について評価する。	固形燃料の臭気指数を比較 配点×各入札参加者提案の最小値/提案値	
			20	②脱水汚泥受入及び貯留時における臭気漏洩対策について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価	
			20	③固形燃料の保管及び搬出時における臭気漏洩対策について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価	
			40	④燃料化施設の通常運転時、修繕時・緊急停止時等の臭気漏洩対策について、効果的かつ具体的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価	
	地域経済・社会への貢献 (120)	地場企業参画 (100)		40	①設計・施工時において、設計・土木・建築・電気・管工事等、地場企業の参画や活用について、具体的・定量的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価
				60	②維持管理・運営時において、地場企業の参画や活用について、具体的・定量的な提案を評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価
景観への配慮 (10)			10	燃料化設備を囲う景観壁の工夫や屋根の設置など、周辺環境と調和した施設外観の提案について評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価	
見学対応・広報・啓発 (10)			10	見学者の視線に立った分かりやすい案内や説明方法等の具体的な工夫や、広報・啓発に関する提案について評価する。	落札者決定基準に示す 「定性評価の評価基準」に基づく評価	

※1 固形燃料とは、下水汚泥固形燃料を示す。

※2 利用先企業とは、固形燃料の有効利用を行う企業

※3 事業所とは、固形燃料を受け入れることが可能な、工場や発電所等を示す。

※4 施設とは、事業所内にある固形燃料を受け入れることが可能な、石炭ボイラ等をいう。

※5 燃料化施設とは、要求水準書「1-2-3 下水汚泥固形燃料化技術」に定義する技術を有した施設